

第3者が学校を5段階評価 HR

主張

新聞全教

解説

文部科学省は、第3者に よって構成する「学校評価 委員」が授業内容や学校運 営などを「外部評価」、 学校を5段階で評価するな どとした「実施要項案」を 示しました。案は、今年度 全国124校で試行するな どとしています。

評価項目は、きわめて多

岐にわたり、学校教育の内 容と学校運営の点検を行う ものとなっており、「査察」とも言うべきものです。

例えば、「学校における 教育」の分野では、「評価 項目」に「法令等に定めら

まであり、学習指導要領押 しつづけを「外部評価」を通 してさらに強めようとする ものです。

また、「学校の組織運営」 の分野では、「指標」に「設 置者が明確な教育方針を示

学校は適切に組織され、円 滑に運営されている」がお かれていきます。

これは、教育行政いいな りの学校づくりと教職員に 対する管理統制強化を「外 部評価」を通してすすめる

られています。

しかし、「実施要項案」は、 実施期間を「1日から4日 までの間」としており、し

かもその間に、設置者（市 町村教育委員会）や校長、 学校評議員、学校運営協議 会、PTA（保護者）、地 域住民等からのヒアリング も行うとしています。

学校の管理統制強化する 不当な支配は許されない

れた教育内容等に適合し、 発達段階に即した適切な教 育が提供されている」とあ ります。これは、「教育は …この法律及びその他の法 律に基づいて」としている 教育基本法改悪法案そのま

し、それに基づく学校運営 や教育活動が行われている か、「勤務評定（教員評価）

等、服務監督が適切に行わ れているか」などがあげら れ、「評価項目」には、「主 任制が有効に機能するなど

意図をあらさまに示すも のです。

また、「教職員が適切な 専門的知識を有している」「 多くの授業が、児童生徒 が意欲的に取り組むことが できる」などの項目があげ

これは授業等を見る時 間は、ほんのわずかしかと れません。このような視 察で、子どもの学習意欲や 教師の専門性が判断できる とでも言うのでしょうか。

このような不当な支配を 許さないためにも、教育基 本法改悪法案廃案のたまたか いに全力をあげましょう。

（教文局長 山口隆）